

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第23回 議会運営委員会			
開会日時	令和3年10月18日 午前 9時00分 開会			
	令和3年10月18日 午前 13時01分 閉会			
場 所	第3委員会室			
出席者数	委員定数6名中 出席者5名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	—	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	山本 優	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	國岡 浩祐
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 災害時における議会体制について (2) 地域懇談会について (3) 議会運営委員会の傍聴について (4) 議場・委員会室の改修及び会議の開催について (5) 委員会記録の全文作成と公開について 2、その他 (1) 安芸高田市行政経済研究会からの要望について (2) 政務活動について (3) 支所における一般質問の放送について			

3、経過

【開会 9:00】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 災害時における議会体制について

○熊高委員長

災害時における議会体制についてを議題とする。このことについては、先日の議会運営委員会で協議し、議員の皆さんの意見を集め、意見を集約したので協議をお願いする。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

災害時における議会体制(案)について先般素案をお示し、それをもって議員全員に意見をいただき集約したものである。それぞれの種別ごとに意見を掲載している。

丸印は前回の素案で、黒の四角は意見をいただいたものである。それぞれ種別ごとに見て判断いただきたい。

(資料を朗読)

○熊高委員長

先般、8日までに全議員にご意見をいただいたものが、四角の黒である。いろいろ意見があった。

意見はないか。

暫時休憩する。

休憩 9:12

(災害時における議会体制(案)について協議)

再開 10:17

○熊高委員長

再開する。

要点をまとめた活動の指針について事務局より説明を求める。

(事務局より説明)

○國岡事務局次長

○熊高委員長

意見はないか。

暫時休憩する。

休憩 10:20

(災害時における議会体制(案)について協議)

再開 11:25

○熊高委員長

再開する。

災害発生時における活動の方針について、休憩中にそれぞれ内容を確認し修正を行ったので、改めて事務局で整理し、正副委員長で確認の上、中身については進めていきたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、先ほどの協議のことを正副委員長で確認の上まとめる。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(2) 地域懇談会について

- 熊高委員長 地域懇談会についてを議題とする。
事務局に説明を求める。
- 森岡事務局長 地域懇談会について、これまでの経緯と、令和3年度について協議いただきたい。
詳細については係長が説明する。
- 藤井係長 (資料により説明。)
- 熊高委員長 令和3年度どうするかであるが意見はないか。
- 大下委員 基本的にはやる方向で動かないといけないと思う。
時期的なことがはっきりしないが、緊急事態宣言は解除されても今月いっぱいには自粛であるし、その中でやる方向で動いた方がいい。
- 熊高委員長 実施する。時期については状況を見ながらという意見であった。
他に意見はないか。
- 山根委員 同じく実施する方向がよい。時期は状況を見て。
- 熊高委員長 実施する方向でよろしいか。
(よい)
- 熊高委員長 事務局として、現在のコロナの状況から何か意見はあるか。
- 森岡事務局長 実施時期については、特に案を持っていないが、市民への周知等考慮すれば11月中の開催は難しい。12月は定例会があり、定例会終了後だと年明け1月、2月中が可能であるが、また判断しながらすすめていくこととなる。
- 熊高委員長 時期については事務局長が言った形を選ばざるを得ないと思う。
2月は下旬から議会が始まる。1月下旬から2月初めを目指していくしかないのではないか。その方向でよろしいか。
(よい)
- 日程については、また議会の関係も含め事務局で案を作ってもらおうことでよろしいか。
(よい)
- 次に実施についての検討案について意見はないか。
昨年は案があり実行できていない。ブランクがあるが。
- 大下委員 形式については等別変わったことは難しいと思う。2年度にやると決めていた形式で考えてみたらよいと思うが、どのような案が考えられるか。
- 森岡事務局長 形式について、今の現状からいえば緊急事態宣言は解除で、県の独自の取組も14日で終わっている。

ただし、フリーということではない。感染対策をした上でということである。マスクを着用して手消毒をすれば会議は可能という判断のためワークショップ形式も可能と思っている。

ただ、これから先の状況によっては拡大する可能性もある。そうなってくると会議形式にせざるをえない。もしくはもっと規模を縮小して、各支所に出張する形式も可能性はあるが、現段階ではワークショップ形式も可能であるとの判断である。

○大下委員

何人集まってくれるか分からないが、ワクチンを接種した人でないと駄目とかという状況もあるのではないかと思うので、受けた人が受けてない人がいるのに行かないという考えの方もいるかもしれないので、じっくり焦らず考えたほうがいいと思う。

○金行委員

出張相談形式は、各支所に何人か行って行うということか。

○藤井係長

そのとおり。市民の方と個別に面談を行う形式で、かなり規模は縮小する。

○國岡事務局次長

補足する。1日を1組15分とか20分に区切りそこで議員に意見を言ってもらって、今度また次の人は予約で時間体を区切って1組ずつ、1人もしくは1組ずつ意見交換なり意見聴取をするというやり方である。

○熊高委員長

出張経費は、一つの案として提案してもらっている。

○山根委員

初めて聞くやり方であるが、実際に実施している議会があるのか。

○國岡事務局次長

以前、議員から各支所で相談会形式をやってはどうかという要望があった。この度提案したものである。

○大下委員

この方式で行うとなると、1人もしくは数人で、人数によっては、1日中滞在することになるのでは。

○熊高委員長

それは検討しないといけない。時間を決めて何ブースかに分けて行うとか。実際にこの案を決定するのであれば、詳細を詰めていかないといけない。

○國岡事務局次長

このメリットは、事前に予約して時間体を決めてもらえたらその時間に合わせて割り振れるっていうメリットがある。

あと、もし緊急事態宣言とかになった場合で、どうしても意見交換会をしないといけないとなった時には、このやり方と、資料の2番と3番が可能となる。

そういった意味では初めてであるが、やり方としてはやりやすい部分もあるのではないかと。

○熊高委員長

3つ提案があったが、基本は1でやる方向をまず考えていけたら。これまでやって一定の成果が出てきたということがあつた。今の2番3番というのはコロナ禍が厳しくなったときの提案だと思う。

まずは、コロナ禍が終息して落ち着いていく前提で言えば一番はワークショップ形式を実施する方向で検討した方がいいと思うが意見はないか。

実施時期も決めたので基本的には実施すること、あとはコロナの状況に応じ一番の方式で実施。事情に応じて、2番3番に形式を変える場合もあるという提案で、皆に伝えたいがよろしいか。

(よい)

お諮りする。

地域懇談会については、資料に基づき実施をする。

時期は、来年1月下旬から2月上旬。

形式については、1番を最優先で、2番3番はコロナの状況が変化すれば、検討することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(3) 議会運営委員会の傍聴について

○熊高委員長

議会運営委員会の傍聴についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(資料等について説明)

○熊高委員長

事務局から説明であった。資料にあるように難しいものがあるということであるが、そうはいつでも一定の取り組みの具体的なものを出しておかないと、恣意的に出来ない出来るということをしては困るので、整理をしておくということである。

一定の時間をとり整理したいと思うが、意見はないか。

○大下委員

書いてあるように、傍聴は無しでよいと思う。

言いたいことも言えないような状況の議運では意味がない。

傍聴者がおられてやはり言いにくいこともあるかと思うので傍聴はなくてもよいのでは。

○山根委員

今、暫時休憩をとり意見交換している状況がある。そのような中で、傍聴することについては、その時間体をどうするかというのもある。

この前は議員が傍聴したが、会議の中の一部がいろいろこう伝搬されるような状況があると、委員長としては、少しでも早く議運での報告したいので、ラインなどのツールを使って、少しでも早く情報共有ができればという思いがある。

今の段階では、傍聴を許可するのはちょっと早いという思い

である。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

基本的には公開をすべきではないという意見であった。

そのような中、マスコミ等についてどうするかどうするかということもある。

これまでマスコミは傍聴しているが、一定の公開をしながら、今ご意見あったように、傍聴できないような協議の場が多い。そのような中、どう管理するかという視点もいると思うので、一定の対策に近いものを案として作って検討できればと思う。

マスコミ等が傍聴できないということになると、かなり反発するのではないか、そういった状況も課題として出てくる。

そういったことを含め、今日議論を詰めるということにはならないと思うので、事務局と正副委員長とでもう少し詰めをしたい。今日のところは置かしていただきたい。

○大下委員

マスコミに言われても、議会が、だめと言ったらだめである。そこらははっきりすればよいと思う。あくまでも市の議運である。

○熊高委員長

言われる通りである。議運も各委員会も傍聴は委員長の権限にあるということである。

今の時代から、ある程度公開することが、必須の状況になってきているのも間違いない。

その辺のバランスをどうとるかある程度考えておかないと、全く傍聴はさせないということにはならないのかなと思う。

そこも含めて検討させていただく。

議会運営委員会の傍聴については、先ほど資料に基づいて話したように、公開・非公開という両方のメリットデメリットがある。とは言っても一定のルールを作る必要があるので、細則等で一定の状況を示すことにしたい。そのための案づくりを少し時間をいただき、今後諮っていくということで、異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認める。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、議員同士の傍聴についても検討中であることの旨も含め報告をしたいと思うがよろしいか。

(よい)

(4) 議場・委員会室の改修及び会議の開催について

○熊高委員長

議場・委員会室の改修及び会議の開催についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

- 森岡事務局長 (資料について説明)
- 國岡事務局次長 (詳細説明)
- 熊高委員長 意見はないか。
- 金行委員 早急にしなくてはいけないのか。しなかったら市民に不利益を与えることも考えられるのか。
- 森岡事務局長 議場の改修は、できたら早急にと思っている。今まで何回も不具合が出ている。そういった不具合を解消して、職員の手間を抑えたいというもある。
- しかし、7,400万円あまりのものを予算提案しても、とにかく安価にするよう、安くやれということで話が終わっている。
- 私らが思っているのと執行部が思っているのでは、大きな乖離がある。金額、システムのやり方に。
- そういう協議をしていく中で、単年度で来年度すぐやる場合は、数百万のお金しか付けつけられない状況である。
- それでは良いことにはならないので、ちょっと時間が必要になってくるとは思うが、これは事務的な話であるが、交渉を何回も重ねていきながら、折衷案を出てす形にはなると思う。
- ただし、委員会の公開という話については、これから話をすすめていかないといけない状況も出ている。
- そういった中では、今のところ改修ができないのであれば、常任委員会を公開するとなった時には、本会議場での開催しかない。
- そういったところも含めて今後、議会改革の一環で話を進めていく中では協議が必要となってくる。
- そういうことで、今日はとっかかりというか、そういったところでご協議いただきたい。
- 熊高委員長 ほかに意見はないか。
- 山根委員 たしか議場の使用頻度は、1ヶ月もなかったと思う。そういう視点で見るとは思わないと思うが、議場は、議員になってからある意味考えると、コロナだから予算決算も議場でやるようになった、いろんな意味で議場をどのように使うかというのは、考えていく必要も出てくるのではと思う。
- 改修するなら、両側ディスプレイも有効に使えるようにやっていただきたいし、従来の業者でなく、合見積りでもっと今のいろんな新しい形のシステムも入れて検討されることも必要ではないか。
- 3番目の委員会室改修について、執行部も使うことがある。そういうことも考えた中で、そこまでかける経費が無いと言われるのであれば難しいと思うが、もっと使用範囲を広げていくのはどうか。以前、総合教育会議で使われたこともあるので、そう

というような使い方、利用方法も考えた中でコストと利用というところを市として考えていただきたいと思う。

○大下委員

会議システムというのはどういったどこまでのことか。

○國岡事務局次長

カメラやマイクなどを、タッチパネルで操作している。そのソフト自体と、それら一式である。システム代が結局高い。

昔と同じようにあったそのタッチパネルではない発言者が自ら押す、委員会室は自ら操作してもらっている分であれば、全然破格の値段にはなる。マルが一つ違う金額落ちてくる。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

今後ペーパーレスの議場についても見据えて考えていったほうがよいのではないかと思う。

○森岡事務局長

ペーパーレス化に向けての話とはまた別になるが、議場のモニター等の活用について、ペーパーレス化も含めた検討にはなると思う。

ただ、タブレット等の導入についてのペーパーレス化について、また別に、Wi-Fi などというやり方になる。タブレット化の話は導入の話はしている。ただ、執行部と議会両方が協議しながら進めていかないといけないので事務レベルで検討していく必要がある。

○熊高委員長

大きな課題、予算も伴うことでありなかなか進めづらいというところがあるが、委員会室は第1委員会室だけか。

○森岡事務局長

第1委員会室である。

○熊高委員長

委員会としては、ペーパーレス化も含めて、すべて一旦出したほうがよいような気がする。その中で、計画別にやっていく。

この後、委員会記録等についてや、傍聴の取扱いもあったように、いろんなことが繋がった議論になってくると思う。出すもの一旦出して、ペーパーレス化等はまた別な、その検討委員会で検討するぐらいの大きな課題になっているが、そこらも含めて検討委員会を作る必要もあるかもしれない。

全体像が見えるようにしていただきたいと思う。

その中で、絞って計画的にと繋げていきたいと思う。皆大きな視点で検討するということを踏まえ、今日の結論は当然協議にはならないので、そういったことも含めて検討案を作っていたくということで、事務局に預けたいと思うよろしいか。

(よい)

全員協にも出すということを諮るが、一定の情報は出すべきだと思うので、報告をして皆の意見を聞くというまとめとした方がよろしいか。

(よい)

お諮りする。議場委員会室の改修及び会議の開催については、見積もり資料等或いは中計の関係の資料等出ている。こういったものも含めて、将来的な総合的なことも考えながら、いろんな公開をしないという状況もかなり切迫したような状況もあるので、大きなところで今後検討していくということに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(5) 委員会記録の全文作成と公開について

○熊高委員長

委員会記録の全文作成と公開についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

資料をご覧いただきたい。

現在委員会記録は、要点記録で整理をしている。

当然、要点記録なので記録の公開もしていない。

そういった中、委員会記録の全文を作成という、議会改革の一環として取り組んでいくという話にはなるが、まずは全文作成を前提として、準備を進めていかななくては公開に至らないということがある。

それで、本市議会で昨年度からいろいろ検討している音声認識システムの導入に向けて、現在も予算を組んでいるがまだ実施の段階に至っていない状況である。

音声認識システムについては、先般、全市を挙げて取り組む必要があるのではないかと課題が上がり、現在、議会単独ではなく全市的な取り組みとして、進んでいる状況である。この音声認識システムが入った場合、全文作成についても前進していく。

それにあわせて公開についても、また前進していくという話にはなりますが、公開については委員の皆さんで決めていただく必要があるので、そういったことも含めながら、協議いただきたい。

資料について、ホームページの会議録の公開の状況、広島県内の状況である。オレンジ色が全てを公開している市である。水色は、議会運営委員会以外を公開をしている市である。

江田島については全ての公開が無い。本市は、予算決算常任委員会のみ公開。これも予算審査と決算審査のみであるが公開。

委員会中継のインターネット配信については、オレンジが常任委員会特別委員会を配信。水色は、常任委員会あるいは予算特別委員会という限定的なもの。三次市については、常任委員会をケーブルテレビで配信をしている。その他の市についてはまだ配信していないというような状況である。

参考にしていただきたい。

○森岡事務局長

資料の裏について、これは全国市議会議長会が調査をした結果である。

令和元年12月31日現在なので、2年前になる。本会議、委員会等の公開状況を記している。

上の段が本会議・常任委員会、下の段が特別委員会、議会運営委員会になっているので、参考に後程確認していただきたい。

○熊高委員長

意見はないか。

今後いろいろ関係が深いことも出てくるので、先ほどの施設整備等も併せて、音声の認識システムのことも併せて、試行検討するという報告があったが、全文公開というのが方向としてはせざるを得ないという時代だと思うので、そういった方向で鋭意検討していくということの確認をするということにとどまるのではと思うが如何か。

(なし)

意見なしと認める。

お諮りする。

委員会記録の全文作成と公開については、先ほど事務局が報告した方向で鋭意検討するということで、他の業務との連携も含めて早急に検討する方向で、議会運営委員会としても扱っていきたいと考えているが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

3. その他

①安芸高田市行政経済研究会からの要望について

○熊高委員長

その他の項に入る。

安芸高田市行政経済研究会からの要望について、事務局の説明を求める。

○森岡事務局長

お手元に配布している通り、議会運営委員会に対して付議のお願いということで、先般10月7日に会長ほか2名が来庁され

た。

全員協議会の中で、議会全体としては行財政研究会の方との意見交換は出来ないと決めたところであり、その事について、議会の方から今回は意見交換しないということを受けて、それでは議会運営委員会で何とか話ができないかというものである。

内容については、議会運営委員会と意見交換会を開催してほしいというものである。

○熊高委員長

意見はないか。

○大下委員

前回の全員協で皆の意見を聞いて、断るということで賛成多数で決まったわけである。

それをまた議運議会運営委員会できているが、これは議会運営委員会に上げるべき問題かどうか。これはすべきではないと思う。どうしても行いたいなら議員個人で、市議会で受けるべきではないと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

委員長として、文中に基本条例に対して条例違反と言わざるをえませんと書いてあるので、これを受け止めざるを得ないのかと思う。

こういった点からして、議会運営委員会としてどのように受けとめるべきか私も躊躇している。

議会運営委員会でこういったテーマで逆に受けるとしたら内容になるのか。議会運営委員会の役割にそういったものは逆に無い。議長の諮問があればまた別であるが。

そういったことも含めて、なかなか議会運営委員会の協議する内容には無いのではないか。

歩み寄るとすれば、地域懇談会ではないかと思うが、これについては議長が提案をされたと聞いているので、そこらを含めてどう回答するかである。そういったところで慎重に検討いただきたい。

○金行委員

私は、意見を聞くほうへ賛成したが、全員協議会で皆の意見を聞き、受けないことと決定したので、議会運営委員会だけでやるというわけにはいかないと思う。

そういうことで理解していただければと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○大下委員

基本的には議会運営委員会は、議会の運営に関してだと思う。議会運営とはまたちょっと意味が違うと思う。

個人的に受けるのは差し支えないと思うが委員会として受けるのは反対である。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

全員協議会での結果をうけてのこの通知であり、条例違反という言葉も使われ、どのような考えなのか理解がしにくいところがある。前回、市長が行っている財政の見直しに伴う事業の中止・廃止のこのみテーマを絞った意見交換会の開催を求められているので、これについては委員会としては要望には応えたいと思うが、前回の全員協議会での採決をどのように考えるかというのがある。ちゃんと説明できる形でなければ、委員会として受けることは難しいのではないか。

○熊高委員長

受けないという皆の意見であった。これは議会運営委員会委員長名で返事をしないといけないのか。

○森岡事務局長

そうである。

○熊高委員長

皆さんに相談する。私の名前でもこれを受けられないということ、基本的に委員長としてではなく、議員個人として出来かねない。すべきだという意見を申し上げている。

これは委員長名であっても、熊高という名前ということがどうもしっくりいかない。

暫時休憩する。

休憩 12:36

(取り扱いについて協議)

再開 12:44

○熊高委員長

再開する。

私の個人的な意見も踏まえて、いろいろ議論していただいた。受けないということを書面で議長名で返すことでよろしいか。

(よい)

それでは、安芸高田市行政経済研究からの要望については、議会運営委員会としては受けないということで、異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

②政務活動について

○熊高委員長

政務活動についてを議題とする。

事務局の説明を求める。

○森岡事務局長

(資料を説明)

○熊高委員長

コロナ関係の、状況に応じた政務活動ということの検討を行うとのことであった。基本的には解除になったということを含めて、行き来ができるということは全体的にはなろうと思えますけども、その中で局長から説明があったことを整理をした上で、政務活動については状況が変われば自由にできるという方向で皆と確認することになるが、これについて意見はないか。

○金行委員

リスクの高い地域は控えた方がよろしいか。

○森岡事務局長 現在の状況をみればかなり改善されてきているように受け取れる。数値的に言えば東京都が100人を切っておる状況、広島県については、10数人というような状況で、人数的なところから言えば、東京都の方が低い状況であり、リスクが高い地域と判断できないような状況である。私の方から難しいところである。ただし職員については東京へ出張したら駄目とは言われていない。

○熊高委員長 政務活動については、一応解除ということになる。ただし、資料にあるとおり一定の整理を、箇条書きにして必要事項をある程度条件として、議会として条件を出して行動してもらうというようなことを整理するしかないのでは。その都度の状況に応じて事務局を窓口として判断するというようなことを書いたものを全議員に20日に報告をしたらよいと思うが如何か。

(よい)

○児玉副委員長 ワクチンも打っているわけだから、接種したことを条件にするとか。

○熊高委員長 そういうことも含め議会としての一定の方向性を出した方がよいと思う。

○児玉副委員長 政務調査費を受けていない。自費でいくのには規制はどうか。

○森岡事務局長 自費でいくにしても、一定の政務活動費で決めているガイドラインは議員として守っていただく必要がある。

○熊高委員長 お諮りする。政務活動については先ほど感染拡大防止対策の総務部の資料に基づいて、一定の議会としてもルールそういったものを整理して全議員に示すことで、政務活動については解除するということが異議はないか。

(よい)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これについては一定のルールを作ったものを案として出しながら、全議員に確認しながら、報告していきたいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

③支所における一般質問の放送について

○熊高委員長 そのほか何かあるか。

○森岡事務局長 支所において、一般質問の中継を今は試行的な状況で開始している。今後、12月定例会からPRをして始まるようになる。

これは議会だよりそれからお太助フォンにも載せていく形になるということであるので、12月定例会から一般質問のリアル

タイムで中継を行い、録画したのも毎日流されるというような状況になると聞いているのでご了承いただきたい。

- 熊高委員長 一般質問だけか。本会議すべてか。
- 森岡事務局長 ライブも録画も一般質問だけとなっている。
- 熊高委員長 ユーチューブは本会議が全部入ってるがそれとは違うのか。
- 森岡事務局長 違う。ユーチューブに載せる映像を支所で独自に流す。
- 熊高委員長 支所は何で見るのか。
- 國岡事務局次長 本会議を YouTube で見てるものと、ライブ中継を支所のテレビで見るのは同じである。
- 今度は、一般質問の録画をしたデータを各支所に送り、来庁者が誰のが見たいと言われたら、それをモニターテレビで見ていただく。当初は、順番にグルグルまわしていたが、見る方がいないので、誰のが見たいと言われたときに個別に対応する方が事務的にもよいということで、録画はそういう扱いになっている。
- 金行委員 市長がツイッターで出しているのは、どういったものか。
- 國岡事務局次長 YouTube の録画中継のリンクを張っているものである。
- 熊高委員長 そういうことが12月から行われるということなので、これも全員協に周知するというので報告をさせていただく。
- そのほかに皆さんから何かあるか。
- (なし)
- その他の項を終了する。
- 以上で、本日の議事は全て終了した。
- これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 13:01】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長